

石綿含有建築材料の種類

石綿含有建築材料は、法規制の目的により名称が異なります。

石綿含有建築材料は、発じんの度合いにより「レベル 1～3」に便宜的に分類されています。

レベル 1 は、もともと飛散性の高い石綿含有吹付け材であり、建築基準法で規制されている吹付け石綿などが分類されます。

次いで飛散性の高いレベル 2 には、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材が分類されます。

レベル 3 は、それ以外の石綿含有建材が分類され、主にスレートや岩綿吸音板などの成形板の仕上げ材料が多くあります。

石綿含有建築材料は、法規制の目的により名称が異なり、主な法における区分の名称を下表に示

石綿含有建築材料の種類			
種 類	石綿含有吹付け材 (レベル 1 相当)	石綿含有耐火被覆材、 石綿含有保温材、 石綿含有断熱材 (レベル 2 相当)	その他の石綿含有建材 (成形板など) (レベル 3 相当)
法 令			
建築基準法 (国土交通省)	吹付け材のうちの下記 2 種類を規定 ・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウ ール	対象外	対象外
大気汚染防止法 (環境省)	特定建築材料	特定建築材料	
労働安全衛生法 石綿障害予防規則 (厚生労働省)	建築物等に吹き付けられ た石綿等	石綿等が使用されている 保温材、耐火被覆材等	石綿等
廃棄物の処理及び清 掃に関する法律 (環境省)	廃石綿等 特別管理産業廃棄物 (飛散性石綿)	廃石綿等 特別管理産業廃棄物 (飛散性石綿)	石綿含有産業廃棄物 (非飛散性石綿)

す。

注 1) 建設業労働災害防止協会の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」では作業レベルとしてレベル 1～3 を分類しているが、便宜的に主な建材の区分としても使用されている。

出典: 国土交通省「アスベスト対策Q & A」

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html#a3>